

論点 [国際私法]

- (1) 契約債務履行地に基づく国際裁判管轄と特別の事情による訴え却下に関する理解を問う。
- (2) 明示の指定がない場合の契約準拠法の決定に関する理解を問う。
- (3) 不当利得返還請求の準拠法の決定に関する理解を問う。